

議案第54号関連資料

明石市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

1 改正の目的

公営住宅法の規定に基づき、本市条例により、普通市営住宅で社会福祉法人等が一定の社会福祉事業を運営することが可能となっています。

このたびの改正では、その対象を普通市営住宅以外にも広げるとともに、その他所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 社会福祉法人等が、障害者グループホーム事業等の社会福祉事業を運営するために、普通市営住宅に加え、その他の市営住宅（特別市営住宅等）の使用を可能とします。
- (2) その他所要の整備を実施します。

3 施行日

公布の日

4 その他

市営住宅を利用した障害者グループホーム設置は、明石市障害福祉計画に目標設定されており、今年度に運営事業者の公募を実施します。